

令和5年4月28日

学生 各位

学 長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5類感染症に変更されることが国から示されました。このことを踏まえ、本学における令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に関する取扱いについて、下記のとおりお知らせします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に感染した場合等における登校停止等の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症に感染した場合等における、令和5年5月8日以降の登校・授業等における取扱いは、以下のとおりとします。

なお、基礎疾患を有するなど特段の事情がある学生が、新型コロナウイルス感染症への感染による重症化リスクを考慮し、所属部局から対面授業の授業形態について配慮が認められている場合、当面、当該配慮は継続されます。

主 な 事 例	令和5年5月8日以降の取扱い
・新型コロナウイルス感染症に感染した場合	・報告フォームにより大学に報告をしてください ・発症後5日間が経過し、かつ症状軽快後1日間が経過するまでは「登校停止」となります ・登校停止期間中の授業は「欠席扱い」としません（回数の制限は設けません） ・発症後10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるため、不織布マスクを着用する等、周りの方への配慮を推奨します ・登校停止期間中の授業の代替措置として授業担当教員の判断により実施するレポートの提出や補講の受講を免除するものではありません ※詳細は「学校保健安全法に基づく登校停止の取扱い」参照
・濃厚接触者 ・風邪の症状がある学生 ・海外から日本に帰国（入国）した学生	・登校停止は求めません ・大学への報告は不要です
・ワクチン接種の副反応とみられる症状を発生した場合	・授業を欠席した場合でも特段の配慮はしません ※副反応に備え、翌日に授業のない日を接種日とすることが望ましい

2. 感染対策について

令和5年5月8日以降の感染対策は、個人の選択を尊重し、自主的な取組みが基本となります。その際、以下の内容を参考にしてください。

事 例	令和5年5月8日以降の取扱い
・マスクの着用について	学生の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とします 以下のような場面ではマスクの着用を推奨します ・通学時に混雑した電車やバスを利用する場合 ・学修活動等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合
・手洗い等の手指衛生、換気について	基本的感染対策として有効であるため、可能な範囲で引き続き継続してください
・「三つの密」の回避について ・人と人との距離の確保について	流行期において、重症化リスクの高い学生は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効であることに留意してください (避けられない場合はマスク着用が有効)

(本件担当)

学務部教務課教育企画係

E-mail:gkyoumu2@adb.shizuoka.ac.jp